



最高裁秘書第3719号

平成29年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

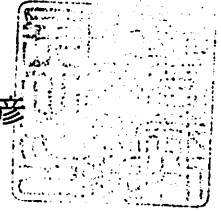
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第51号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年8月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

8月28日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする旨主張しているが、当該判断は相当であると考えている。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第69期判事補の、司法研修所における成績分布が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、7月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法研修所では、各期の司法修習生の成績分布を示した文書を作成する必要性がないことから、成績を集計、加工して成績分布が分かるような文書を作成することはしていない。したがって、本件対象文書に該当する文書は作

成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。